



学士課程教育における共通教育の質保証に向けて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 哲也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/00017137

学士課程教育における共通教育の質保証に向けて

高橋 哲也
(大阪府立大学高等教育推進機構)

〔キーワード：学士課程教育，共通教育，質保証，教育課程編成上の参照基準，教学マネジメント〕

課題研究「学士課程教育における共通教育の質保証」は、本学会の課題研究候補選定委員会（以下、選定委員会）が課題を選定し、研究計画の策定・研究委員の公募までを選定委員会を実施されたものである。研究委員が選定されるまでの過程については課題研究実施前のことであるが、今後の学会の課題研究の方向性を規定する重要なプロセスであり、本稿の末尾に選定委員会名の文書を付録として掲載する。本稿は、「学士課程教育における共通教育の質保証」という課題設定の意図、課題研究のサブテーマの構成、シンポジウムでの議論等について述べ、本研究を概観する。

1. 課題設定理由

(1) 高等教育における質保証の現状

高等教育のグローバル化やユニバーサル・アクセス段階への移行が進む中、2000年前後より我が国の高等教育機関においても質保証についての議論が活発に行われるようになった。また、制度面でも、設置認可審査にかなりの部分を担っていた質保証の枠組が設置認可の簡素化と認証評価制度の導入という形で事後評価にウェイトが置かれるようになってきている。さらに、中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」では、質保証が、学士課程という教育プログラムの質を、3つのポリシーを明確にした上で、学習成果を各機関が保証する方向へと向かうこととなった。また、学士課程における共通の学習成果として「学士力」という参考指針が作られるとともに、日本学術会議に分野別質保証の在り方について検討の依頼を行っている¹⁾。

(2) 「大学教育の分野別質保証の在り方について」²⁾

この依頼に対して、学術会議は2010年7月に「大学教育の分野別質保証の在り方について」を回答しており、分野別質保証の在り方として、教育課程編成上の参照基準を策定することを学術会議の果たすべき役割としている。この参照基準は英国の高等教育質保証機構（The Quality Assurance Agency for Higher Education）

の分野別参照基準（Subject Benchmark Statement）を参考に作られているが、「大学の学士課程が、英国は専ら専門教育を行う教育課程として開設されている一方、日本は、専門教育と教養教育とが柔軟に複合した教育課程として開設されていること。」などから「分野別の質保証の在り方について検討するということは、基本的に各分野の専門教育を対象とすることになる。しかし一方で教養教育・共通教育も行われており、これらと専門教育との関連についても同時に検討がなされなければ、大学教育における専門教育の在り方についての議論が一面的なものにならざるを得ない。」と述べられており、第二部「学士課程の教養教育の在り方について」において教養・共通教育の問題を扱っている。そこでは、質保証自体ではなく、教養・共通教育と専門教育の関係性と市民教育としての教養教育の重要性が強調されている。専門分野別参照基準の基本的な構成項目³⁾の1つとして「市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり」が挙げられていることは、第二部の議論が反映された結果であろう。

それぞれの専門分野が共通教育として、専門分野以外の学士課程の教育プログラムにおいてどういった学習成果を想定するかという視点は今後の本学会の在り方を考える上でも重要ではないだろうか。2014年2月現在、7分野の参照基準が出されており、現在もいくつかの専門分野で検討が進んでいる。今後、本学会としても注視していく必要があるだろう。

2. 課題研究のサブテーマの構成

本研究課題は非常に大きなテーマを扱っており、その研究対象、研究アプローチは多岐に渡らざるを得ない。そのために4つのサブテーマを設定し、それぞれの責任者のもとで研究を行うこととしている。その研究対象・方法について説明する前に、本学会の課題研究「共通教育のデザインとマネジメント」との関係について触れておく。

(1) 課題研究「共通教育のデザインとマネジメント」との関係について

「共通教育のデザインとマネジメント」(2010～2012年度課題研究, 山内正平代表)の最終報告書では, 全国調査や事例検討等を主な研究方法とし, 共通教育の「担当者の偏り」や「全学的な連絡・調整の困難」等, 日本の大学の共通教育が抱えるカリキュラムや組織体制の問題及び課題等を指摘する一方で, 共通教育の評価等, 質保証については検討すべき課題として残されている。本学会としてこの残された課題について研究を継続する必要があると考え, 本課題研究の提案にいたっている。

(2) サブテーマの設定

サブテーマとして

1. 共通教育における学習成果の直接評価
責任者: 松下佳代 (京都大学)
2. 数理科学分野における共通教育の質保証
責任者: 高橋哲也 (大阪府立大学)
3. 共通教育における学習成果の間接評価
責任者: 山田礼子 (同志社大学)
4. 共通教育における質保証のためのマネジメント
責任者: 鳥居朋子 (立命館大学)

の4つを設定している。

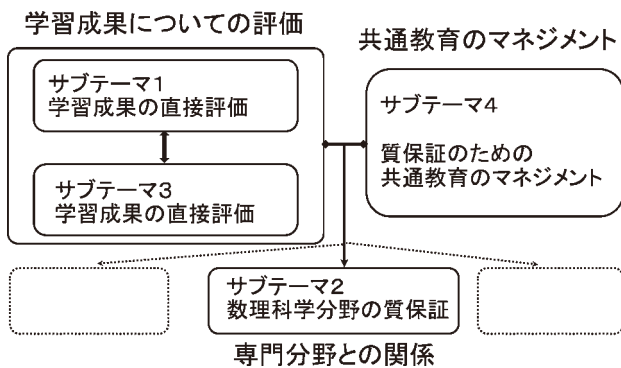


図1 サブテーマ相互の関係

本来, 大学の教育の「質」を保証するのはそれぞれの大学であり, 質保証の責任は大学にある。特に, 共通教育についてはその実施形態を含めマネジメントに多くの課題があることが分かっており, 質保証についても大学のマネジメントが重要である。そのため, 前課題研究の成果を引継ぎ「共通教育の質保証のためのマネジメント」(サブテーマ4)を設定している。

また, 質保証については, 授業レベル・カリキュラムレベルでの学習成果の評価の問題を避けることはできない。授業の評価をその授業での学習成果に基づいて行うことは理念的には理解されてもその方法を含めて組織的

に実施されている例は多くない。授業・プログラムの直接評価についての研究を進めるために「共通教育における学習成果の直接評価」(サブテーマ1)を設定している。学習成果等についての間接評価は組織的な学生調査が徐々に広まっているところであるが, 本研究では共通教育の学習成果を測定する学生調査について研究するために「共通教育における学習成果の間接評価」(サブテーマ3)を設定している。

さらに, 専門分野における専門以外の共通教育についての質保証という観点で, 「数理科学分野における共通教育の質保証」(サブテーマ2)として置くこととした。これは, 2013年に数理科学分野の参照基準が学術会議から出され, OECDによるPISA, PIACC等の国際的な学習成果の調査も進んでいるということから数理科学分野を取り上げたものである。

この4つのサブテーマの連携により, 学士課程教育における共通教育の質保証についての知見を与えることを目指し研究を進めていく。シンポジウム当日の質疑応答でも4つのサブテーマの連携について多くの意見を頂いており, それぞれのサブテーマでの調査スケジュールの調整も含めて検討を重ねる。

3. おわりに

学士課程教育における共通教育の質保証という課題を学会の課題研究として扱えるのは本学会のみであろう。もともと, 責任体制すら不明確になりがちな共通教育については, 専門分野別参照基準の策定が進む中, その質保証は置き去りにされる危険性を孕んでいる。共通教育の役割が肥大化し非構造化が進む中で学士課程教育における位置づけを各大学だけでなくそれぞれの学問分野が認識し, 専門分野と協力する中で質保証の問題も考えていく必要がある。さまざまな学問分野の専門を背景にもつ会員がいる本学会が, 専門分野の学協会とも連携を深めながら学士課程教育の質保証を研究することで, 共通教育の質保証が高等教育の重要課題であるとの認識とその質保証の方略が高等教育に関わる教職員に共有されることを期待する。

注

- 1) 実際には, この答申の審議まとめ(2008年3月)を受けて, 文部科学省高等教育局長から学術会議会長宛に依頼があった。
- 2) 回答は三部構成となっているが第二部「学士課程の教養教育の在り方について」は「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」の下におかれた「教養教育・

共通教育検討分科会」が担当している。

- 3) 他の構成項目は「当該学問分野の定義」「当該学問分野に固有の特性」「当該学問分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養」「学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方」の4項目

参考文献

- 中央教育審議会(2008)「学士課程教育の構築に向けて(答申)」
日本学術会議(2010)「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」
大学教育学会(2013)「大学教育学会課題研究2010年度-2012年度 共通教育のデザインとマネジメント最終報告書」

付録 新たな課題研究のスキームについて

課題研究選定委員会

2013年度から3カ年の新たな課題研究「学士課程教育における共通教育の質保証」(代表 高橋哲也)が発足することになった。新たな仕組みは、2012年5月25日に理事会で決定された「大学教育学会課題研究規程」に基づき、常任理事会の議を経て課題研究候補選定委員会(青野透, 高橋哲也, 羽田貴史, 松下佳代, 山田礼子)が選定され、「大学教育学会課題研究の選定に関する内規」及び「大学教育学会課題研究の評価に関する内規」(2013年5月31日, 理事会決定)によって具体化されている。以下に要点を掲げる。

(1) 課題研究は、課題を含めた申請に基づくのではなく、課題研究候補選定委員会が検討し、理事会の議を経て決定された課題について、研究計画を公募するものとした(前年度の1月末まで)。学会としての戦略的研究としての性格を強めるためである。なお、課題提案も可能

としている。

(2) 課題研究の申請(前年度の3月末まで)には、必要に応じて学会員及び会員以外の専門家も研究協力者とし加えることができる。より幅広い分野の専門家との協働を進め、研究の質を高めるためである。

(3) 課題研究の選定は、課題研究候補選定委員会が行い、総合評定を行って常任理事会に推薦し、常任理事会で決定する(大会時に開催)。審査の観点は、「大学教育学会課題研究の選定に関する内規」にあらかじめ定められているので、参照して頂きたい。

(4) 申請した計画については、課題研究候補選定委員会において、相互に調整を図り、計画の修正や組織への助言を行うことが出来る。言うまでもなく、課題研究は、学会全体の英知を結集する必要があり、複数の申請計画をもとに発展させた計画の策定や会員の協力を進めることを意図している。

(5) 課題研究は、応募によるだけでなく、課題研究候補選定委員会が研究組織を編成することができる。応募してきた申請計画が不十分な場合や、特に重要で緊急な課題が顕在化した場合など、学会として迅速に取り組む必要性に対応するためのものである。

(6) 課題研究は、毎年度の予算により、毎年度1件としている。科学研究費など複数の財源を確保することも期待される。

(7) 課題研究は、進捗状況が芳しくない場合などには取り消しもありうる。そうあってはならないし、建設的に研究を進めるために、コメンテーター制度を設け、課題研究集会や大会時の報告など研究成果に対する形成的評価を行うようにした。

この仕組みに基づいて課題研究がスタートし、2013年11月の課題研究集会での報告となった。新制度では、学会としての組織的取り組みの位置づけがより強化され、課題研究候補選定委員会の役割が大きいものとなっていることが特徴でもある。